

Web 完結型リフォームローンご利用にあたっての同意事項

以下の内容をご確認いただき、すべてにご同意いただける場合に Web 完結型にてお申込みください。

1. お申込みについて

- ・申込人（借主）は、Web 完結型リフォームローン（以下、「本ローン」という。）にかかる株式会社富山銀行（以下、「当行」という。）の各諸規定（同意事項・約款を含む）を承認のうえ、当行 Web サイトならびに保証会社 Web サイトで所定の手続きによる申込みを行い、当行および保証会社が審査し承諾した場合に成立する契約（以下、「本契約」という。）に基づき、保証会社の保証を受けて、当行から金銭を借り入れるものとします。
- ・本契約に基づく融資方法は、借主が保証会社サイトで指定した当行における申込人（借主）名義の返済用普通預金口座（以下、「指定口座」という。）への入金の方法によるものとします。
- ・工事等資金に伴う払込みについては、指定口座を経由したうえで、申込人（借主）が別途指定する当行または当行が承認する金融機関の口座あてに融資金全額を振り込む方法によるものとします。

2. お申込時の留意点

- ・入力は必ずご本人さまが行ってください。
- ・お申込みは、当行の普通預金口座をお持ちの個人の方で、ご自宅が当行本支店の営業エリア内の方に限ります。
- ・「Web 完結型リフォームローンご利用にあたっての同意事項」「個人情報の収集・保有・利用に関する同意事項（富山銀行）」「Web 完結型リフォームローン契約規定」「保証委託約款」の内容を熟読していただき、ご確認のうえお申込みください。また、商品内容につきましては、「ローン商品概要説明書」をご確認ください。
- ・当行へのお届けの住所・氏名等と現住所・氏名等が異なる場合は、当行の窓口へご来店のうえ、当行所定の「変更届」をご提出いただき、変更手続きが完了した後のお手続きとなります。
- ・ご連絡用のメールアドレスを間違ってお登録された場合や、お客さまが迷惑メール対策等で指定受信を設定されている場合に審査結果のご連絡が届かない場合がございます。次のドメインからのメールを受信できるよう、あらかじめご確認をお願いいたします。

@orico.co.jp @toyamabank.co.jp

3. 取扱いできないお申込み

- ・事業資金としてのお申込み
- ・リフォーム関連業種の経営に携わられている方、もしくはそのご家族の方のリフォーム資金のお申込み等
- ・現金・クレジットカード・資金移動業者等が提供する決済サービス等でのお支払いとなるお申込み
- ・リフォームローン等のお借換え資金としてのお申込み
- ・お申込みご本人以外の資金
- ・本人確認資料の住所変更等がお済みでない方
- ・当行への住所・氏名等の変更届がお済みでない方
- ・その他当行が適正でないと判断した場合

4. 確認資料のアップロードについて

審査の段階でご本人確認資料、工事見積書（工事請負契約書等）、年収確認書類、不動産登記簿謄本（お申込金額が300万円以上の場合）のアップロード依頼メールをお送りします。

（1） 本人確認資料

- ・ご本人確認資料は、運転免許証（必須）に加え、マイナンバーカード又は健康保険証のいずれか1点と合わせた2点が必要となります。
- ・住所変更等お手続きがお済みでない場合は、お申込みできません。

（2） 資金使途確認資料

- ・工事見積書または工事請負契約書と完工確認書（以下、「見積書等」という。）は、リフォーム業者の振込先が記載されているものをご準備ください。
- ・見積書等は、発行日、施主（お客さま）名、リフォーム業者の名称・住所・連絡先、見積金額と内訳、工事種類等の記載、融資金の振込先等の見積書等としての要件を満たすものに限りします。

（3） 年収確認資料

- ・年収確認書類が必要となります。源泉徴収票、住民税課税決定通知書等をアップロードしてください。

（4） 不動産登記簿謄本

- ・お申込金額が300万円以上の場合は、不動産登記簿謄本（土地・建物）が必要となります。

☆審査の結果、承諾となったお客様の確認、お申込み内容の確認のため、携帯電話もしくはご自宅へお電話をいたします。お申込日を含め5営業日を経過してもご連絡がとれない場合は、お申込みをキャンセルさせていただく場合がございます。

☆ご本人確認資料および見積書等のアップロードを3回失敗した場合は、再度は
じめからお申込が必要となります。

5. ご融資金の振込について

- (1) 本契約の借入金の資金使途としている工事等の資金にかかる代金支払いに伴う払込みについては、銀行所定の日指定口座から払戻しの上申込人（借主）が別途指定する工事業者等名義の金融機関口座あてに融資金全額（自己資金分を含む）を払込むことを銀行に委任する取扱いとします。その際の振込手数料及びその他支払うべき費用は、借主が支払うものとします。
- (2) 口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、振込手数料は返却いたしません。また、この場合借主は借主の責任において、再度正当な口座に振込みするものとします。
また、振込取引が成立した後の取消・訂正・組戻はできません。

以上